

国民年金保険料を納めましょう あなたのために!!

国民年金(基礎年金)3つのメリット



- 1. 老後のために 老齢基礎年金
- 2. 病気やけがで障害の状態になったときに 障害基礎年金
- 3. 加入者が亡くなったとき、大切な家族のために 遺族基礎年金

老齢基礎年金

納付+免除+厚生年金+カラ期間(※)が25年以上あればもらえます。

※カラ期間

- 日本人で海外に住んでいた期間
- 昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金や共済組合に加入していた期間
- 平成3年3月以前に学生(20歳以上で夜間制、通信制を除く)であった期間

障害基礎年金

納付要件 (次のいずれか一つ)

- ① 20歳から初診日(※)の前々月までに、3分の2以上保険料を納付(免除)していること
- ② 初診日(※)の前々月からさかのぼって、直近1年間に未納がないこと

※初診日

障害の原因となった病気やけがで、初めて病院に行った日

★初診日に厚生年金に加入していた場合、障害厚生年金となり3級まで支給されます。(障害基礎年金は1級、2級のみ)

免除 若年者納付猶予、学生納付特例含む

遺族基礎年金

納付要件 (次のいずれかひとつ)

- ① 20歳から死亡日の前々月までに、3分の2以上保険料を納付(免除)していること
- ② 死亡日の前々月からさかのぼって、直近1年間に未納がないこと

★死亡日に厚生年金加入中であれば遺族厚生年金となります。

支給対象の遺族

- 遺族基礎年金 ①子のある妻 ②子
遺族厚生年金 ①妻、子 ②55歳以上の夫、父母、祖父母
③孫

子、孫とは18歳に達する年度末までか、障害基礎年金1級・2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満。

<第1号被保険者の独自給付>

死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

寡婦年金

1号被保険者として納付+免除で25年以上ある夫(婚姻期間10年以上)が年金を受ける前に亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

特別障害給付金

任意加入であった次の期間に初診日があり、65歳の誕生日の前々日までに障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

対象となる方

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生(夜間制、通信制等を除く)
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合などに加入していた方の配偶者

問合せ:市民課 年金係 ☎893-4411(内線114・117)

ご存知ですか? 納付が困難な場合は免除申請があります!

保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう。(所得制限があります)

~免除の対象となる人~

- 1. 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人
- 2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- 3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
- 4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めるのが困難な人
- 5. 厚生労働省が指定する学校の学生でない人
- 6. 失業により、保険料を納めるのが困難な人

※6の場合は、雇用保険の「離職票」などが必要になります。詳しくは年金係までご相談下さい。



(平成24年度 国民年金保険料 月額14,980円)

| 免除の種類 | 全額免除 | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 | 30歳未満限定若年者納付猶予 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 月に納める保険料 | なし | 月額3,750円 | 月額7,490円 | 月額11,240円 | なし |
| 受け取る年金額への影響は? | 定額納付と比べると2分の1を加算 | 定額納付と比べると8分の5を加算 | 定額納付と比べると4分の3を加算 | 定額納付と比べると8分の7を加算 | 加算なし |

保険料の納め忘れにご注意下さい!

免除が承認されても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。



Q 現在、学生ですが免除制度は申請できないのですか?

A 納付が困難な方で学生の場合は**学生納付特例制度**があります。

対象となる人

- 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、及び各種学校などの修業年限が1年以上の課程に在学する学生。
- 前年の各種控除後の所得が118万円(収入目安は194万円)以下の方です。なお、退職があった場合はこのかぎりではありませんが雇用保険の「離職票」などが必要になります。
- 詳しくは年金係までご相談ください。